

# 総務建設常任委員会会議録

[平成26年11月21日開催]

[平成26年11月25日開催]

南あわじ市議会

# 総務建設常任委員会会議録

日 時 平成26年11月21日  
午前10時00分 開会  
午前11時29分 閉会  
場 所 南あわじ市議会委員会室

## I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

### 出席委員（9名）

委 員 長	原 口 育 大
副 委 員 長	柏 木 剛
委 員	熊 田 司
委 員	長 船 吉 博
委 員	蛭 子 智 彦
委 員	森 上 祐 治
委 員	北 村 利 夫
委 員	中 村 三 千 雄
委 員	谷 口 博 文
議 長	廣 内 孝 次

### 欠席委員（なし）

### 事務局出席職員職氏名

局 長	小 坂 利 夫
課 長	垣 光 弘
書 記	船 本 有 美
書 記	斉 藤 浩 平

### 説明のために出席した者の職氏名

市 長	中 田 勝 久
副 市 長	川 野 四 朗
市 長 公 室 長	土 井 本 環

市長公室付部長(総合調整・新庁舎建設担当)	橋	本	浩	嗣
総務部長兼選挙管理委員会書記長	細	川	貴	弘
財務部長	神	代	充	広
都市整備部長	岩	倉	正	典
総務部次長兼総務課長	佃		信	夫
市長公室課長	北	川	真由美	
財務部管財課長	富	永	文	博
都市整備部管理課長兼都市計画課長	原	口	久	司

## Ⅱ. 会議に付した事件

- 1. 付託案件…………… 5
  - ① 議案第70号 南あわじ市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例制定について…………… 5
  - ② 議案第71号 広田市営住宅新築工事請負契約の締結について…………… 20

## Ⅲ. 会議録

# 総務建設常任委員会

平成26年11月21日（金）

（開会 午前10時00分）

（閉会 午前11時29分）

○原口育大委員長 おはようございます。

昨日の臨時会開会に引き続きましての委員会ということで、大変御苦勞さまでございます。構成が変わりまして最初の委員会ということでもあります。よろしく願いをいたします。

それでは、執行部より御挨拶をお願いいたします。

市長。

○市長（中田勝久） 皆さん、おはようございます。

昨日、臨時会が開催されました。6日間の会期ということでございます。きょう、早速総務建設常任委員会で御審議を願うわけでございまして、新しく原口委員長さん、また、柏木副委員長さん、1年間よろしくお願い申し上げます。

きょう、御提案、審議願う案件は、議案第70号と71号でございます。広田の市営住宅につきましては、2年かけて完成をするということでございまして、広田の人たちも今まで案外、合併してから旧の緑で、これはという目につく事業をしてきてないというふうに、直接よう聞いたわけでございますが、小中学校の改築なり、また、この市営住宅の新築で、多少はそういう御意見も変わってくるのかなと思います。どうぞ、そういう意味からも適切妥当な御決定をお願い申し上げる次第でございます。

いつものことながら、またちょっと中座させていただきます。

○原口育大委員長 それでは、ただいまから、第58回臨時会において当委員会に付託されました議案について審査を行います。

本日は、傍聴を許可しておりますが、傍聴される方は傍聴規則に準じて傍聴されるようお願いをいたします。

議案の審査に当たり、提案理由の説明についてお諮りします。

付託案件については、本会議において説明を受けておりますので、質疑から行いたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 異議がございませんので、提案理由の説明は省略をいたします。

## 1. 付託案件

- ① 議案第70号 南あわじ市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例制定について

○原口育大委員長        それでは、議案第70号、南あわじ市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

北村委員。

○北村利夫委員        済みません、いわゆる3条中の1項、いわゆる「必要の都度」を削るということなんですが、削るということは、常設にする、いわゆる2年間の任期というのは常設するということなんやけども、この常設することによって、今まではその都度、その都度市長が開催を要請していたというのを、いわゆる年1回なら年1回、必ず開きながら審議していくんやというふうに解釈していいんでしょうか。

○原口育大委員長        総務部次長兼総務課長。

○総務部次長兼総務課長（佃 信夫）        お答えさせていただきます。これまで、先ほど申されたように、諮問から答申までということの委員の委嘱期間でございましたけども、今回、こうやって2年ということにさせていただいたのは、この委員会にも公募委員のメンバー、このたびも公募委員につきましては11月広報で募集をしておりますけども、その公募委員を含めている関係上、その公募委員を委嘱するまでは、先ほど申し上げたように広報で募集して、選任して委嘱するまで約2カ月かかります。今回のように、例えば上位の法律が変わって、教育長が例えば常勤の特別職になって、また改めて、例えばその報酬を決めるときには、その2カ月を要する期間が障害になる可能性もございます。そういった関係で、常設させていただいて、それで、公募委員もその中に入った中で適正に運用を図っていくというような趣旨でございます。

○原口育大委員長        北村委員。

○北村利夫委員        ということは、毎年開催するということにはならないわけ、いわゆる市長が諮問して開催されるということなんですか。

○原口育大委員長        総務部次長兼総務課長。

○総務部次長兼総務課長（佃 信夫） 今回、改正させていただきますと、平成27年4月1日から2年間というような任期になるものでございます。ですから、その都度、2年に1回はまた委員の選任もさせていただいて委嘱すると。

済みません、失礼しました。会議の開催につきましては、もちろん先ほど申されたように、諮問があって開催するというところでございます。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 ということは、いわゆる任期中はこの人たちの報酬はどないなるんですか。

○原口育大委員長 総務部次長兼総務課長。

○総務部次長兼総務課長（佃 信夫） この方々の委員の報酬につきましては、日額で8,000円となっておりますので、開催の都度、支払いをさせていただきます。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 そやけども、基本的には報酬審議会というのはやっぱり毎年開いて、その年、その年に一つの結論を出していくべきやというふうに思うんですが、これはなかなかそうはいかないんですか。

○原口育大委員長 総務部次長兼総務課長。

○総務部次長兼総務課長（佃 信夫） また委員さんの意見を聞きながら開催をさせていただきますと考えております。

○原口育大委員長 北村委員。

○北村利夫委員 委員の意見を聞いてということでしたら、いわゆる諮問を受けないと開催されない、そうでないと意見を言えないということになるんですか。

○原口育大委員長 総務部次長兼総務課長。

○総務部次長兼総務課長（佃 信夫）　　ちょっと説明不足で。例えば、今回8名以内ということで委員の方々を委嘱しますと、一度は開催をさせていただきたいと考えております。そのときに、そういった今の委員の方々の、ほかの特別職の非常勤の報酬もございしますので、それも含めて意見を聞いて、もちろん、開催するのは市長が諮問してから開催いたしますけども、意見も踏まえてというのは、そういうことの意味でございます。

○原口育大委員長　　ほかにございませんか。  
森上委員。

○森上祐治委員　　今の関連の質問なんですけど、今回の条例の一部改正というのは、教育長の身分が一般職から常勤の特別職に変更するというような身分変更に伴って、その報酬審議会の委員の任期も云々と、2年とかそういう、その辺の何か教育長の身分の変更と、この直接的に報酬審議会の委員の変更というのは関係あるんですか。

○原口育大委員長　　総務部次長兼総務課長。

○総務部次長兼総務課長（佃 信夫）　　これは、直接は関係ございません。今、先ほどちょっと申したように、今回のような件が急に報酬審議会を開催しなければいけない場合もございしますので、任期を定めて、常に設置をしていきたいというような考えでございします。

○原口育大委員長　　森上委員。

○森上祐治委員　　この条例の改正、制定云々については、委員のことが中心なんですけど、関連して、教育長職ということも出てますので、教育長とか教育委員会の事務局の管理職の方いらっしゃるんですけども、基本的なことだったらわかると思うんで、ちょっと質問してよろしいか。委員長、関連して。

○原口育大委員長　　これに関係すると思われる分については、どうぞ。  
森上委員。

○森上祐治委員　　この教育長の身分変更ということで、これは市役所の職員、市長とか副市長とか、皆それぞれ一般の職員とかあるんですけども、一般職と常勤の特別職ということの違いがあるんですけども、教育長が一般職から常勤の特別職に身分変更になるという、具体的に何か変更があるんですかね。報酬そのものは審議会で審査してもらうという



こともあるんですが、それ以外に。

○原口育大委員長 総務部次長兼総務課長。

○総務部次長兼総務課長（佃 信夫） 先ほど、ちょっとこの条例の改正について説明したときに、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正するというこのことの中の今回の改正になっておりますけども、その概要につきましては、教育行政の責任の明確化ということの中で、教育長は現在、教育委員会の中で選任されておりますけども、この改正後、市長が議会の同意を経て直接任命・罷免を行うというようなことが盛り込まれておりますので、それに伴っての今回の関連した改正ということで御理解をいただきたいと思っております。

○原口育大委員長 森上委員。

○森上祐治委員 この地方教育行政の、我々、教育界におった者たちは地教行法というんですけどね、この改正が発端になってこういう条例改正の制定もするということなんですけど、教育長の立場、身分についてもこの地教行法の改正でいろんなことを言われてますよね。教育長と教育委員長を一本化すると、一本化した教育長をつくるであるとか、それから、総合教育会議をつくって云々というような、いろんな新しい動きが出てるんですけども、副市長にちょっとお聞きするんですが、来年4月からこれが、この法律ができて、その中で総合教育会議云々というような動きがあったように思うんですけども、その辺、何か南あわじ市の準備はされとるんでしょうか。

○原口育大委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） この改正の法律は、施行日が27年4月1日ということになってます。ですから、準備は怠りなきよう進めておると思います。ただ、先ほどの教育長の身分の話でございますけども、教育長の身分については、こういうふうな書き方をしてあるんです。「現在の教育長は、委員としての任期満了まで従前の例により在職する」ということでございます。したがって、27年4月を越して在職している教育長があるとすれば、なお一般職のままで、その方の任期が終わるまでは一般職ということで、新たに任命される場合は、今度は特別職に変わると。

私どもも、提案理由の説明のときに言いましたけど、27年4月1日から施行されるわけですので、27年4月1日以後に任命された教育長は特別職になるということでございますので、そこらあたりはちょっと日にちによって微妙なところも出てくると思います。

○原口育大委員長 森上委員。

○森上祐治委員 これも、その辺の動き、環境整備がどこでやっとなるのか、例えば、市長部局でやっているのか、教育委員会中心になっているのかちょっとわかりませんが、先ほど申し上げたように、あの地教行法の改正では、教育長と教育委員長が一本化するというようなことが書かれておりましたけども、本市もやっぱりそういう方向で4月から、その辺は教育委員会がやっていることなのか、市長部局のほうがそういう計画を準備をされておるのか、その辺、どないなんですか。

○原口育大委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） やっぱり、教育委員会制度でございますので、教育委員会のほうで準備をするということになってこようかと思えます。市長部局では、こうするああするということではございませんで、総合教育会議の主催は市長が主催をするということでございますが、その事務についてもやっぱり教育委員会ではやるということになるんだろうと思えます。

○原口育大委員長 森上委員。

○森上祐治委員 いや、私、ちょっと質問したのは、今回の法改正によって、学校現場なんか聞いてると、やっぱり首長の、教育に対する首長の権限というか発言力が増してきて、いわゆる教育の中立性が損なわれる心配があるというような声が多分にあるので、その辺本市も、南あわじ市、ああいう法改正の中での一連の動きについて、今、副市長は、これは教育委員会制度のことやから、教育委員会に任せると、そういうことで、私も現場におった者の一人として、安心した次第です。  
終わります。

○原口育大委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 先ほど、副市長のほうから、この27年4月1日以降で教育長がかわったときにこの特別職になるという形でしたが、そうしますと、そのときに報酬審議会で報酬等の審議をまず最初にされるということですか。この点の確認をお願いします。

○原口育大委員長 総務部次長兼総務課長。

○総務部次長兼総務課長（佃 信夫） その審議につきましては、当然、その前に準備をして、4月1日に備えて準備しなければいけないんですけども、今はその予定ということの中で動かしていただいております。今回、その条例の一部改正を出させていただくんですけども、当然、その法改正に従いまして、現在ある南あわじ市教育委員会教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例につきましては廃止をしたり、南あわじ市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の中に、また教育長を盛り込んでいくというような改正案も、また3月議会に上程させていただいて、所要の手続を進めてまいりたいと考えております。

○原口育大委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 もう少しわかりやすく言うていただくと、最初の教育長のこういう審議会で審議をするのはいつになるのか、その点だけちょっとお聞きしたいんですが。

○原口育大委員長 総務部次長兼総務課長。

○総務部次長兼総務課長（佃 信夫） 今回、公募委員も募集させていただいて、この12月には委員の選任を終わらせていただいて、この報酬審議会の組織づくりをさせていただきたいと思っております。27年、年明けますと、教育長のみの報酬を決めるための委員会を開催いたしまして、それで、27年4月1日以降に備えるというような流れとなっております。

○原口育大委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そうしますと、審議会の今現在、8人以内をもって組織ということですが、現在何名いて、それぞれが、その学識経験者が何名、市の区域内の公共団体等の代表者が何名、住民のうちから市長が委嘱した者が何名か、ちょっと教えていただきたいんですが。

○原口育大委員長 総務部次長兼総務課長。

○総務部次長兼総務課長（佃 信夫） 現在は、先ほど申したように、諮問から答申までなので、今現在それがないもので、今現在、委員は存在していません。

○原口育大委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そうしますと、8人以内をもってということなのですが、ある程度、何名という、さっきも住民の公募もするとかいうことになってましたので、ある程度、人数の枠とかいうのは決めてると思うんですが、それは決めてないんでしょうか。

○原口育大委員長 総務部次長兼総務課長。

○総務部次長兼総務課長（佃 信夫） 現在決まっておりますのは、公募委員が1名で、あとの7名以内の方につきましては、市長が選任させていただくということでございます。

○原口育大委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 それで、第3条の4のところに、「委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする」と書いてありますが、例えば、住民のうちから、住民の代表で来た方が途中でやめたとなると、今度、また住民の中から募集をすると、学識経験者の方がやめたら学識経験者としてまた募集すると、こういうそれぞれの立場をそのまま補充するのかどうか、その点、お聞きしたいんですが。

○原口育大委員長 総務部次長兼総務課長。

○総務部次長兼総務課長（佃 信夫） 委員は8名以内となっております。先ほど言ったように、公募委員の場合は2カ月ぐらいの手續を要しますので、その間、もし諮問がございましたら、欠けたままで行かざるを得ないのかなと。ただ、その場合も市長がまた選任もできますので、その辺は臨機応変に対応していきたいと考えております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今、報酬審議会の開催のことがちょっと出たようなんですけども、前回、報酬審議会が開かれたのはいつですか。

○原口育大委員長 総務部次長兼総務課長。

○総務部次長兼総務課長（佃 信夫） 平成22年でございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今、特別職の報酬というのは、報酬審議会で答申を受けた額から自主的に減額するという条例的な措置をとるといようなことをやっておるんですが、これはむしろ、報酬審議会を開いて決定するというのが筋じゃないんですか。

○原口育大委員長 総務部次長兼総務課長。

○総務部次長兼総務課長（佃 信夫） 減額につきましては市長の判断でございます。そのときの答申の額よりも、例えばふやすといふようなことはあり得ないんですけども、そういった場合は開く必要があると思いますけども、減額というのはその都度、その都度市長が考えまして減額しているものでございます。

事実、平成22年度につきましては、市長につきましては、合併以降、減額していったものを踏まえた中でのまた報酬額となつてございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いやいや、それであつたら報酬審議会の持つ意味というのが薄まるというか、目的が少し達せられてないというふうに思うんですね。平成22年からやられていないという中で、特別職の報酬減額というのはどういう推移をとつてますか。この5年間、どういう推移をとつてるんですか。

○原口育大委員長 総務部次長兼総務課長。

○総務部次長兼総務課長（佃 信夫） 推移と申しますと、報酬額そのものですか。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 自主的に減額を継続をしようと思つてますね。ずっと減額を継続しようんじゃないんですか。自主的に。条例化して減額しようわけでしょう。

○原口育大委員長 総務部次長兼総務課長。

○総務部次長兼総務課長（佃 信夫） 平成22年、額を申し上げますと平成22年の答申によりまして、市長の報酬につきましては85万となつてございます。その後、少々

お待ちください。平成22年から85万できてましたけども、平成25年4月からは10%の減額ということでなっております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それが続いておると、条例での減額が続いておるという状態だと思うんですね。それが臨時的な、例えば不祥事があって減額するというようなことではなくて、今の景気情勢なりを見たときに、やはり何か減らすということで来ておるんだろうと思うんですね。自分にペナルティを科して、自分は仕事をしてないからとか、不祥事があるから減額するというようなことで減額しとるんじゃないと思うんですよ。その金額が、やはり市長として報酬審議会で答申のあった金額に対してもらい過ぎてるという感覚があるから減らしてるんだろうというように受けとめるわけですね。

ですから、その85万という金額が的確なのかどうなのかというのは、むしろこれは報酬審議会の中で客観的に判断をしていただくということが、その報酬審議会としての役割を果たしてることでないのかと。こういう条例をつくっている一方で、報酬審議会によらない報酬の決定というのは、自主的返納とはいいいながらも、3年にもわたって固定化されているということは、少し報酬審議会を軽視していることにならないかなというふうに思うんですね。いかがでしょうか。

○原口育大委員長 総務部次長兼総務課長。

○総務部次長兼総務課長（佃 信夫） 平成22年から85万となって以降、先ほど申し上げましたように、平成24年度まではその額で来ておって、平成25年4月からは一般職の国の給与減額措置に伴って減額をしておりますので、それに伴って市長、副市長、教育長と一般職よりも上回るような減額を措置させていただいております。平成26年4月からは減額措置が終わりましたので、市長ももとおりの85万という金額になってございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということは、現状で言うたら、元に戻ったんかな。少し減額しとったような印象があったんですけども、戻ってるんですか。

○原口育大委員長 総務部次長兼総務課長。

○総務部次長兼総務課長（佃 信夫） 26年4月からは戻ってございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 議会のほうも、これ、自分たちで報酬というのを定めてやっておるわけですけども、この議員の報酬も含めて、特別職の報酬ということで条例的に報酬審議会の審議を経ないで減額しておるということが来ておるわけですけども、この一般職と特別職の報酬審議会、特別職については報酬審議会をもって委員を選任をして、そこでの判断に基づいて行うという仕組みがあるのにもかかわらず、平成22年から減額をしたり、あるいは元に戻したりということをやっているということは、やっぱりこの報酬審議会を軽く見ているというか、余り機能させてないと、委員会を条例として持っておきながら、報酬審議会を機能させてないという状態にあるというふうに見えるんですね。報酬審議会が22年から27年まで、5年間1回もやられていないと、その間に減らしたりふやしたりということをやるということは、これは報酬審議会の役割を果たしていない、諮問していないということ、少しおかしいんでないかなという印象を持つんですけども、御見解は。

○原口育大委員長 総務部次長兼総務課長。

○総務部次長兼総務課長（佃 信夫） 先ほど申しあげましたけども、平成22年以降は、その報酬審議会の答申を十分踏まえて報酬を、その額で報酬を支払っているというような状況でございます。その間は、減したりふやしたりはしてございません。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いやいや、自主的に10%減額をしたり元に戻したりということ、22年から27年にやってきたわけでしょう。減らしたり元に戻したり、その報酬の額を上へ上げたり下げたりしていったんとは違うんですか。自主的にもらう額ですよ。

○原口育大委員長 総務部次長兼総務課長。

○総務部次長兼総務課長（佃 信夫） それはあくまで先ほど申しあげましたように、国の給与減額措置に伴っての措置でございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員      その連動していくということは当然あるんですけども、元の額に対して動いてるわけですからね。それはやっぱり、それはもう終わってしまったことを言っても仕方がないので、やはりこの公募委員を選任した上で、早急に報酬審議会を開いて、現状の報酬が適切なのかどうなのか、このことはやはり報酬審議会で客観的に議論していただくと。教育長についての考え方というものはあるわけですけども、それはまた同時にやっていただくということが、やはりこれ、報酬審議会条例として制定している上で必要な措置でないかということなんですね。これは諮問するのが市長であるならば、副市長、答えていただきたいと思うんですけど、いかがですか。総務部次長の答えることじゃないでしょう。諮問していかないと報酬審議会は開かれないうえね。諮問しないと。諮問するのは誰ですか。特別職の報酬についての諮問は誰がするんですか。だから、答弁だったら副市長が答えなきゃあないでしょう。

○原口育大委員長      副市長。

○副市長（川野四朗）      市長でございます。

○原口育大委員長      蛭子委員。

○蛭子智彦委員      だから、市長がおれへんのやから、副市長が市長の代理でしょう、きょうは。そのことについて見解を聞いておるんですよ。

○原口育大委員長      副市長。

○副市長（川野四朗）      市長が諮問するわけでしょう。それで何ですか。

○原口育大委員長      蛭子委員。

○蛭子智彦委員      だから、諮問をしないといけないんじゃないんですかということ聞いておるんです。

○原口育大委員長      副市長。

○副市長（川野四朗）      それはよく検討してみます。



○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 結局、条例をつくっておっても、その機能をお飾りのものにするというのでは、条例改正をしても何もないと思うので、報酬審議会は、やっぱり定期的に、先ほど常設化するということであるならば、1年に1回ぐらいは、情勢もいろいろ動いていきますから、必ず開催するという立場で臨んでいただきたいということを指摘して、終わります。

○原口育大委員長 ほかに。  
谷口委員。

○谷口博文委員 基本的なことを二、三お尋ねしたいのやけど。本市の教育長の任期というのは、今年度の、来年の3月で任期満了というような、私はそういう認識があるのやけど、その辺、間違いございませんか。

○原口育大委員長 総務部次長兼総務課長。

○総務部次長兼総務課長（佃 信夫） おっしゃるとおり、3月30日で任期が満了いたします。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 そこでお尋ねするのやけど、この地方教育行政の組織の変更によって、教育長の任命・罷免権が首長に付与されるというような、そういうふうな認識を持つとのやけど、27年からは、要は、市長が教育長の任命権なり罷免権を持つとという解釈でよろしいんですか。

○原口育大委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 今度の教育長は、今までの教育長は教育委員として議会の同意を得て市長が委員として任命すると、27年4月1日以降については、市長がこの方を教育長にしたいということで議会の同意を求めて教育長に任命するというふうになります。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員            ということは、教育委員の中から互選というか、教育委員長がおって、その中で教育長というやつを、その委員会の中で今までは選出してきた人を、市長が議会の同意を得て教育長に選任しよったわけでしょう。その辺、もう一遍ちょっと。今までの教育長の、要は任命・罷免権というのは誰があったんですか。教育委員会、首長。今までは教育委員長が任命権、罷免権があったわけでしょう。この27年からは首長にそういう任命・罷免権が付与されたという解釈でよろしいんですか。

○原口育大委員長           副市長。

○副市長（川野四朗）       教育長にあってはそういうことで、市長が議会の同意を得て教育長として任命するわけですので、今後は教育長のほうも市長が罷免権も出てくると思います。

○原口育大委員長           谷口委員。

○谷口博文委員            ほんで、この3月末で今の現教育長の任期が、一応任期が切れると。この条例は4月1日から施行するのやけど、今度の教育長というのは特別職になるという解釈でよろしいんですか。

○原口育大委員長           副市長。

○副市長（川野四朗）       ちょっとそこら辺は微妙なところでございます。先ほど言いましたように、今の教育長の教育委員としての任期は3月30日ということになります。

○原口育大委員長           谷口委員。

○谷口博文委員            ということは、31日にまだあれしたら、このやつ、この条例には該当せんと、先ほどの説明のあったようにやっていくということ、そういうことやね。この条例の施行の従前の規定に基づくとということで、従前のおり、4月1日施行やさかい、31日にぼんとやっついて、従前の規定どおりそのやつで行こうというお考えでよろしいか。

○原口育大委員長           副市長。

○副市長（川野四朗）       これは市長の考え方でございますので、考えられるものとして

は、3月31日に任命すれば、従前の例によるということになってこようかと思えます。

○原口育大委員長       ほかにございませんか。

      では、ちょっと1点だけ。

○柏木 剛副委員長       原口委員長。

○原口育大委員長       今回、この審議会に市長が諮問するというのは、対象となる議会の議員、市長、副市長及び教育長ということですが、これはもう全体を、これ、開いて諮問するときは、個別に例えば議員だけとか、教育長だけとかいう諮問の仕方なのか、この対象になるものは、もし、それも諮問の中にも含めるのか、あるいは、会が開かれたら委員のほうで、市長からは教育長だけのものがもし諮問されてても、ほかの議員であったりの方も審議して答申というか、審議することができるのか、その辺はどう解釈すればよろしいですか。

○柏木 剛副委員長       総務部長。

○総務部長（細川貴弘）       この報酬審議会の関係の条例の一部改正を早めて、3月よりも早めてさせていただきましたのは、基本的には教育委員会の制度が変わるということでございまして、教育長の報酬額につきましては、報酬審議会の中にうたわれてないということで、今回上げさせていただいております。

      そういうことをございますので、基本的には教育長の報酬について審議するという考え方ですけれども、先ほど副市長からも申し上げましたように、諮問内容につきましては、あくまでも市長の裁量に委ねられているということでございます。

○柏木 剛副委員長       原口委員長。

○原口育大委員長       ということは、仮に市長が教育長の分を諮問したときに、審議会の中でほかのことも議論されて答申に盛り込むようなことは、これはあり得へんことなんですか。

○柏木 剛副委員長       総務部長。

○総務部長（細川貴弘）       諮問、答申につきましては、あくまでも諮問内容について答申をいただくというのがルールであるというように考えております。

○柏木 剛副委員長 原口委員長。

○原口育大委員長 そしたら、ちょっと整理しますけど、この条例改正については、報酬審議会の常設化という部分と、それと教育法の改正ですか、地行法の改正ですか、教育長を含むためのその2点が改正の狙いというか、趣旨であるというふうに理解してよろしいですか。

○柏木 剛副委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） そういうふうに理解していただいて結構かと思います。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。  
委員間討議を行いたいと思いますが、御意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 御意見がございませんので、委員間討議を終結します。  
これより、採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 それでは、議案第70号、南あわじ市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○原口育大委員長 挙手多数であります。  
よって、議案第70号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

② 議案第71号 広田市営住宅新築工事請負契約の締結について

○原口育大委員長 次に、議案第71号、広田市営住宅新築工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

熊田委員。

○熊田 司委員 この建てかえをしたのは、この図でいうと前の部分、ここの部分は建てかえですね。あと、残った後ろの部分は、これどうするんですか。

○原口育大委員長 管理課長兼都市計画課長。

○管理課長兼都市計画課長（原口久司） 跡地で、今の敷地が約1,800平米ほどあるんですけども、要は集約建替事業ということで、全部の方が希望して新しいところに入られるということが考えられませんので、一部残して、要は住居としてまだ今のところ10戸なんですけども、残すということで、まだその跡地のことについては、それ以降、徐々に退去なりした場合、また跡地利用を考えるんですけども、今現在は考えておりません。

○原口育大委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 としますと、要するに建てかえた部分と旧の市営住宅とが併存して残ると、こういう状態が退去するまでは続くということなんですか。

○原口育大委員長 管理課長兼都市計画課長。

○管理課長兼都市計画課長（原口久司） 全部の方が入られて、それが退去されて取り壊しできれば一番いいんですけども、以前、福良のほうで5団地集約建てかえたんですけども、どうしても高齢者の方で住みなれたところに最後までおりたいとかいう方もおられますので、そういう方がいるという考えで、今のところ跡地のことは考えてないということでございます。

○原口育大委員長 熊田委員。

○熊田 司委員            わかりました。そうしますと、その跡地については住まわられてる方が新しいところへ行くなり、また別のところへ行くなり、全くいなくなった時点で、次、また何か考えるということで、ここにまた市営住宅を建てるということも、まだ今のところは全く考えてないということですね。

○原口育大委員長            管理課長兼都市計画課長。

○管理課長兼都市計画課長（原口久司）            跡地に市営住宅を追加することは、今の計画には入っておりません。

○原口育大委員長            熊田委員。

○熊田 司委員            その市営住宅なんですが、僕らからしたら、何か2階建てというのはもったいない、場所的に3階、4階というような形でなしに2階というような形なんですが、それはもったいないというのかどうかわかりませんが、もう少し何か考え方というのはなかったんでしょうか。3階なり4階なりという。

○原口育大委員長            管理課長兼都市計画課長。

○管理課長兼都市計画課長（原口久司）            住宅の戸数については、平成21年3月に作成しました住宅マスタープランで戸数は決めております。それと、階層的に、今現在の市場住宅、敷地面積がございますので、後の維持管理経費、例えば3階であればエレベーターとか、水道であれば受水槽なりと維持管理経費が必要となってきますので、2階であればそういう後の維持管理とかメンテとかを考えて、2階建ての2棟というふうな考え方でこのたび計画しております。

○原口育大委員長            ほかに。  
谷口委員。

○谷口博文委員            基本的なこの住宅マスタープラン、福良40戸、今回、この20戸、以後の100戸の住宅マスタープランの、その辺の基本的なこと、見解をお尋ねいたします。

○原口育大委員長            都市整備部長。

○都市整備部長（岩倉正典） マスタープランでいいますと、先ほど言いましたように4団地100戸ということで、今、委員おっしゃいましたように、福良住宅で40戸、今回、市場団地のほうで20戸ということで60戸でございます。あと、マスタープランの中で入っておりますのが、三原西淡で20戸、それと南淡の賀集、阿万、北阿万で20戸というふうな、今、ここ平成30年までのマスタープランでの計画になってございます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 確認やけど、三原西淡のエリアで20戸と、賀集、北阿万近辺で20戸ということやったと思うんですわな。これは、今からのそういうふうな用地とかそのあたりを考慮しながら計画を立てていただけたらと思うのやけど、今回のこの市場住宅団地というのは、今現在、何戸あるわけですか。

○原口育大委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（岩倉正典） 先ほど都市計画課長のほうからも申しておりましたように、市場住宅につきましては、皆さん方のほうに現況の配置図等をつけさせていただいてございます。合計15棟ございます。15棟で25戸の住居がございまして、そのうち23戸が使用中というふうな現状でございます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ということは、23戸が使用中で、今回20戸ということは、既存のそういうふうなやつを残したままやられるという計画やと思うのやけど。このあたり、私、この20戸で駐車場22台というのは、近年のそういうふうな市営住宅の状況からいうたら、この駐車場とか駐輪場の算出というのは、この辺はどのような計算でこの22台というような台数が算出されとるわけですか。

○原口育大委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（岩倉正典） 駐車場の算出というよりも、現在可能な敷地の中での駐車場配置をしたというふうに考えてございます。公営住宅法によりまして、駐車台数等の基準はこれ、ございません。公営住宅を設置するような場合の附帯施設といたしましては、自転車置き場、物置、ごみ箱等については設置しなくてはならないというようになってございます。ただ、駐車場についての規定というようなものはないわけなんですけども、現

在の状況というんですか、淡路の状況からすれば、当然、住居される方と自動車というのは必然的な関係にあるということの中で、用地可能な部分については駐車場を配置するというところの中で、今回、22個の駐車場配置というふうなことになってございます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 既存の市営住宅の状況を見よったら、駐車場スペースが狭小というか少なくて、路駐周辺に対する駐車というのが目に見受けられるわけですね。今回もこの20戸で、この辺の入居者というのは、先般の本会議でも質問があっただけで、これというのは、こういう市営住宅に入居するというのは、所得制限とかさまざまあると思うのだけれど、単身世帯とか高齢者向けとか、何か今回のこの住宅というのは、どういうふうな条件で付与して入居できるように、例えば所得何ぼまでとか、母子であったりとか、今回は、この施設はどういうふうなことで考えとるわけですか。あくまでも既存の市場住宅の老朽化によって、その人たちの住みかえというか、優先的に、今現在入居しとる市場住宅のやつが老朽化しとるもんやから、その人らを優先的に入れたらというふうな考えなんですか。その辺だけちょっと。

○原口育大委員長 管理課長兼都市計画課長。

○管理課長兼都市計画課長（原口久司） この事業については集約建替事業ということで、市場団地、それから西宮川団地、2団地の集約建てかえということで事業をしております。そういう関係で、今、入居されておられる方が優先入居ということになっております。今、市場団地には単身で、10世帯の方が単身の方もおられるんですけども、そういう方も優先的に希望があれば入っていただくということになっております。その後、退去等があった場合、公営住宅法で政令月収15万8,000円以下の方、それから、60歳以上とか障害者については、2DKについては単身でのお申し込みは可能というふうになっております。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 もう一遍確認すねけれど、単身でも入居しとる人というのは、当然、入所当時は複数でしとって、誰かが亡くなったとかそういうことで単身になっと思ふんよね。単身の方が、今言ったこの8戸の、2DKの8戸のところ、単身の方がここに入居するということか。



○原口育大委員長            管理課長兼都市計画課長。

○管理課長兼都市計画課長（原口久司）            基本的にはそういうことでございます。

○原口育大委員長            谷口委員。

○谷口博文委員            これかなり、西淡でも町営住宅というか、今、市営住宅やけんど、老朽化したところというのは、家賃が非常に安価で入居しとるわけですから。この市場住宅の今の現状の単価は幾らなんですか。

○原口育大委員長            都市整備部長。

○都市整備部長（岩倉正典）            家賃につきましては、住居の広さ、また、入居者の所得によって変わってくるわけなんですけども、一般的に言いますと、大体、2,800円から3,000円程度で、現在、入っておる方が大半でございます。

○原口育大委員長            谷口委員。

○谷口博文委員            この中で、家賃の滞納というか、そのあたりはないわけですか。

○原口育大委員長            管理課長兼都市計画課長。

○管理課長兼都市計画課長（原口久司）            滞納者はありません。

○原口育大委員長            谷口委員。

○谷口博文委員            ちょっと聞いたのは、私の近辺の市営住宅でも、入居というかしとんねけんど、住んどる人は違う人が住んどるとかというような話もあるわけよ。実際、当然安い値で借り受けとって、又貸しというか、そんなようなこともちょっと耳に挟むことがあんねけんど、その辺はいかなもんかなと思うのやけんど。これはまた次回に話させてもらうのやけんど、この2,800円か3,000円の人が、今度新たにこの新築されたところに入ったときには、段階的に家賃を上げていくとかその辺の配慮をしてくれると思うのやけんど、そのあたりの家賃の設定というのはどないなってますか。

○原口育大委員長            都市整備部長。

○都市整備部長（岩倉正典）　　新しい住宅の家賃については、まだ算定はいたしてございません。ただ、このマスタープランで住宅建てかえをやっております基本といたしましては、大体、1戸当たり1,500万という建築費で設計のほうをしてございます。そうした関係で、さきの福良住宅等の家賃等を参考にいたしますと、多分なんですけども、概算で新家賃、大体、2万円程度になろうかなというふうに思っております。

　　ただいま谷口委員のほうからもちよっと御意見がありましたように、2,800円の方が急に今度2万円の家賃になりますと、多大な負担がかかります。そういったことの中である程度の、5年間に関しましては特例措置といたしまして、1年目に例えば、もともとあった旧家賃と新家賃との差額分の6分の5を減ずると、次の年には6分の4減ずるということで、5年間にかけて住宅のほうの家賃を優遇するような状況になってございます。

　　例えば、今言いました2,800円の方が、例えば2万円ということになりますと、まず1年目ですけども、家賃につきましては大体5,600円、これ、大体、倍になるんですけども。2年目になりますと8,500円、3年目になりますと1万1,300円、4年目で1万4,200円の5年目で1万7,100円、6年目で2万円というように、徐々に段階的に上がっていくというふうな方向になろうかと思っております。

○原口育大委員長　　谷口委員。

○谷口博文委員　　ほんでね、今後、西淡地区もかなり老朽化した木造の古い住宅があるわけですね。現在の市内の市営住宅の空き状況を見とったら、やっぱり阿那賀であったり、そのあたりがやっぱり地の利というか、やっぱり利便性かどうかわからねんけど、空き室が多いと思うんですね。その辺はどうですか。

○原口育大委員長　　管理課長兼都市計画課長。

○管理課長兼都市計画課長（原口久司）　　確かに委員おっしゃるように、今、割と住宅の移動というか、年々、割と多くなっております。その中でもやっぱり中心地というほうが人気があって、募集の競争率というか、募集数も多くなっております。それで、そこを少し離れたところであれば、空きの数が多いというのが現状です。

○原口育大委員長　　谷口委員。

○谷口博文委員　　そこでね、これはあくまでもひとり言やと思って聞いてもらったらええのやけど、西淡地区の建てかえも、やっぱり湊であったり岡所とか、古い、あれ維持管

理するのにほんま、戸がめげた、便所がめげたいうてしよっちゅう修理費もかかってくる  
と思うんで、できたら西淡庁舎周辺に、ある程度利便性のあるところに、また20戸ほど、  
ちょっと頭の中に、どこか片隅に置いておいてください。

これはこれで終わります。

○原口育大委員長       ほかにありますか。

あるようでしたら、ちょっと休憩しましょうか。

暫時休憩します。

再開は11時5分といたします。

(休憩 午前10時55分)

(再開 午前11時05分)

○原口育大委員長       再開します。

質疑ございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員       住宅マスタープランに基づいての事業ということなんですが、平成21  
年から30年までの10年間の事業計画でもって100戸という集約化の話が出ると。  
今のところ聞きますと、北阿万、賀集で20、三原西淡20ということになっていくわけ  
ですが、これでは老朽化しておる住宅に対して戸数がちょっと少ないような印象もあるん  
ですね、全般的にね。そのあたり、今後、住宅マスタープラン計画を平成30年で終わる  
ということになると、中断せんと連続してやっていくことが必要になるんじゃないかとい  
うふうに思っておるんですが、つまり、30年を待って次の事業計画をつくるのではなく  
て、既に第二次の住宅マスタープランの計画づくりということに取り組んでいく必要があ  
るんじゃないかというふうに思うんですが、その点いかがですか。

○原口育大委員長       管理課長兼都市計画課長。

○管理課長兼都市計画課長（原口久司）       21年3月に策定しました住宅マスタープラ  
ンですけども、まず最初に、将来的に公営住宅の入居基準に合う人、低所得者の世帯数を  
将来推計しております。それで、適正管理戸数ということで、その時点では10年後に目  
標戸数643戸というふうな結果が出ております。それで、その中でマスタープランの中  
には新たな市営住宅の建設については検討しない、ただし、市の中に老朽化した住宅が半

数以上ありますので、その老朽化しておる住宅を集約して建てかえるということで、目標数値を出しております。それについては、今後の人口なり、あとの県営住宅の戸数等を配慮した結果になっております。

それで、まだ今の時点では今後必要かというのはまだ検討しておりませんが、人口減も見込まれる中で、今、目標戸数が643戸と言いましたけども、今、入居戸数が48団地で652戸ということで、ほぼそういうふうな戸数で、今の考え方であれば適正ではないかなというふうな考えを持っております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 老朽化している建てかえも含めてマスター計画をつくっているわけでしょう。それなら、平成30年以降は一つも建てかえ集約しないということではないですよ。

○原口育大委員長 管理課長兼都市計画課長。

○管理課長兼都市計画課長（原口久司） そういうことではございません。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 だから、その建替集約の事業をもってマスタープランというふうに名づけておるようですので、この第一次が終わるのがもう見えておるわけでしょう。それで、現在で100戸のうちの60戸のめどは立ったけども、残り40戸については27年度以降でいろいろ財源措置もとらなアカんと、用地やら場所の選定やらいろいろやっていくとすると、果たしてその4年間で全部できるかどうか、これも微妙なところにもなると。これが終わった、30年が終わった時点でまた新たに計画を立ててというようなことになる、やはりおくらせていく一方でないのかと。現状でもちょっとおくらせておるよるに思ふんですよ。それはやはり市民にとって、実際に住宅に住んでいる方にとって、非常につらいことになってくる。計画があるのならば計画どおりやっていただきたいし、計画の中断というか空白はつくるべきでないと思ふんですけど。その点をお伺いしとるんです。

○原口育大委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（岩倉正典） 先ほど、うちの課長のほうから言いましたとおり、現在

の平成30年までのマスタープランについては目標戸数643に対して、今、途中現在で652戸の使用ということで、ほぼ予定どおりかなとなっております。この平成21年につくりましたマスタープラン、これはあくまで老朽化住宅を対象といたしておりますのは、場所は40年以前につくられた住宅を対象に建てかえをしていくんやというのが、これ、現在のマスタープランでございます。

ただ、今、委員がおっしゃいますように、このマスタープランが終わりますと、当然また10年先を見据えた場合、今度、対象とする木造住宅は、今度は例えば、10年経ちますので、古くなりますので、昭和50年以前の建物を対象に計画を立てていかなければならないというような方向づけも出てこようかと思えます。

ただ、さきのマスタープランにつきましても平成21年ということでございます。私ども、これから平成31年までには、また次の住宅計画、どのような方向で進めていくかということの検討を進めていかなければならないというふうに考えてございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 だから、厳しいかもわからないんですが、その30年までに立てた計画のものは、やり切っておくということやと思うんですね。その点で、十分努力していただきたいと思うんですけども。そのあたりどんなような、そういう決意を持っていただけますか。

○原口育大委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（岩倉正典） 現在、マスタープランの中でうたわれておりますあと残りの、先ほど言いました三原西淡での20戸、それと南淡、賀集、北阿万、阿万地区での20戸、これについては当然、引き継いでやっていくべきものというふうに理解をいたしてございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 繰り返しになって申しわけないんですが、計画が30年ということになっておりますので、これはもうそれでやり切っていただくということが使命だと思えますので、その点、尽力いただきたいということでございます。

終わります。

○原口育大委員長 ほかに。

谷口委員。

○谷口博文委員　　この財源についてちょっとお尋ねすんねけど、これ、3億6,000、こういう何がして、この国の国庫支出金が半分入るとということは、国のこういう市営住宅に対する縛りというか、補助金もろうとんのやさかい、建物を建てる時には規制というか、国のやっぱり縛りというのはあると思うねけど、縛りはどんな縛りがあるんですか。この国からの規制というか、こういうやつで建てなさいというような。何もなしに半額出してくれるんけ。

○原口育大委員長　　管理課長兼都市計画課長。

○管理課長兼都市計画課長（原口久司）　　当然、社会資本整備交付金で2分の1、国庫補助があります。それで、それは公営住宅法に基づいた整備基準なり、それから、基本的な1戸当たりの単価とか、そこらの基準に合った、公営住宅法に合ったものに対しての補助金ということになっております。

○原口育大委員長　　谷口委員。

○谷口博文委員　　例えば、そやさかい、この住宅なりに緑地はこれだけ設けなさいよと、公園的なものもつくりなさいよとか、駐車場はこれぐらいのスペースを確保しなさいという、そんな規制というか、補助金、ただ半分もらえるだけで、市のほうで勝手に計画して建てられるわけですか。

○原口育大委員長　　管理課長兼都市計画課長。

○管理課長兼都市計画課長（原口久司）　　集会所なり公園部分については必要でございます。ただ、駐車場については、先ほど部長が言いましたように、何個設けなさいというふうな基準はなかったと思います。

○原口育大委員長　　谷口委員。

○谷口博文委員　　この国からのこういうふうな支出金というやつは、これはもう継続しずっと毎年、こういう補助というやつはいただけるわけですか。もらおうかいなと思うたら、市営住宅建つのに、南あわじ市ではこれだけというような枠なしで、例えば、今からもう50戸建つとすると、その50戸に対して2分の1は国からというのは、もう確約

的にとれるわけですか。市内で1,000戸やったら1,000戸とか、人口で1,000戸とか、そんな枠はないんですか。

○原口育大委員長 管理課長兼都市計画課長。

○管理課長兼都市計画課長（原口久司） 当然、その集約建てかえをするに当たって、南あわじ市は21年3月に住宅マスタープランを作成しております。それに基づいて、県のほうに申請なりしてということになりますので、新しくもしするのであれば、もう一度マスタープランを見直しして、検討の報告が必要かと思います。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ということは、マスタープランをつくったかなんだら、市で単独でやるということはこういうような補助金は使えれへんと、やっぱりマスタープランというやつを計画して立てて、今後、取り組んでいくということによって、国からなり2分の1の補助がいただけるという解釈でよろしいね。わかりました。頑張ってください。

○原口育大委員長 市場住宅付近の住宅地図をいただいておりますので、配付したいと思うんですが、よろしいですか。

(資料配付)

○原口育大委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 これ、今、23戸が入居中であって、新しく20戸できるんですけど、これを移りかえてもらうというのは、どんな形で。先ほど、お話を聞きますと、5年間、6年間で段階的に5,600円で上がっていくのはわかったんですけども、これ、なかなか容易に移らないんじゃないか、移っていかないんじゃないかということを、私はちょっと思ったんですけどね。その辺に対して、実際住んでいる方がどう移っていくのかという話とかいうのはどうなってますか。

○原口育大委員長 管理課長兼都市計画課長。

○管理課長兼都市計画課長（原口久司） 既に昨年度に意向調査という調査アンケートをしております。それで、もし建てかえたときに住みかえますか、また、今のところに

残りますかというふうなことで事前のアンケートをしております。今後、住民説明会というか、しまして、想定される家賃等説明していただいて、新しいところに入居される方、また、今のところに残りたい方等を、戸数を出次第、そこら、住みかえという形になります。

それで、住みかえについては、国庫のほうの補助対象になりますので、金額的にはごくわずかなんですけども、引っ越し費用というか、そこらは市のほうで出ます。

○原口育大委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 アンケートの結果はどんなふうに出ましたか。

○原口育大委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（岩倉正典） アンケートの結果なんですけども、新しくできる住宅への今、移転希望というんですか、希望されておる方が約15名でございます。残りの方につきましては、先ほど副委員長のほうからも言うておりましたように、やはり家賃がどうなるのか不安な面があるとか、年齢的にかなり年が行っているのもう今ままで結構ですというような方が約10名でございます。

○原口育大委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 23戸中15戸は移るという話は確認できていると。わかりました。

終わります。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 地図を見せてもらったんですけども、昨日、地元議員が非常に道の狭いところで、そこへこれ、大型重機が入りますよね。ここは住宅地域になると思うんですよ。そんな中で、地元との話し合いがまだこの後行うというふうなことを昨日、部長の答弁がありましたけども、騒音とか、それから大型車両、当然、通学路になっておるというふうなことなんで、通学時間にはやっぱり、この車両は通行どめにする予定でしょうね。

○原口育大委員長 管理課長兼都市計画課長。



○管理課長兼都市計画課長（原口久司） 地元とは、自治会長さんとは、前回の自治会長さんとは、そういう建てかえの計画があるということで少しお話しさせてもろうとるんですけども、当然、今、委員言われましたとおり、通学時間等については、ガードマン設置する以前に工事車両は通行できないような、そこらは今後、業者と話をしていきたいと思っております。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 地元の住んでる方々との騒音とかそういう工事説明等の部分の調整というのは、十分しっかりやってもらえるんでしょうね。

○原口育大委員長 管理課長兼都市計画課長。

○管理課長兼都市計画課長（原口久司） はい。今後、してまいりたいと思っております。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 これ、ちょっと聞きたいんですけども、設計はどこが請け負ったんですか。

○原口育大委員長 管理課長兼都市計画課長。

○管理課長兼都市計画課長（原口久司） 蔦設計でございます。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 なら、工事監理は。

○原口育大委員長 管理課長兼都市計画課長。

○管理課長兼都市計画課長（原口久司） 鯉森設計でございます。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 工事監理、鯉森さんということは地元だと思うんで、設計監理、工事監理も含めた中で、やはり地元調整を十分しっかりやっていただきたいというふうに要望して、終わっておきます。

○原口育大委員長 ほかに質疑ございませんか。  
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 現住家屋の撤去ということになるので、仮設の住まいというのか、こういうのも必要になってくるということだったと思うんですけども、どんな、どこに住まわれるんですか。

○原口育大委員長 管理課長兼都市計画課長。

○管理課長兼都市計画課長（原口久司） 1期目のA棟については、旧町時代に住宅用地として確保していましたがございます。そこに8戸、先に建設をいたします。それで、その8戸分はそこへ移転というか住みかえしていただいて、市場団地内に残りの住宅もありますので、今後、入居希望者がどれだけあるかによっても多少変わってくるんですけども、その市場団地内で回せば一番いいかなというふうな考えを持っております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 どころ辺になるんですかね。この地図に出てきますか。

○原口育大委員長 管理課長兼都市計画課長。

○管理課長兼都市計画課長（原口久司） 住宅がありまして、よいこの広場というのがあると思います。その左側手の田んぼといいますか、そこがA棟の建設場所となっております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 仮設住宅。

○原口育大委員長 管理課長兼都市計画課長。

○管理課長兼都市計画課長（原口久司） 仮設住宅でなしに、A棟の8戸分をそこに先に建設するという事です。今、空き地になっておりますので。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 わかりました。ということは、先にA棟8戸建てるんで、そこに移住して、その空いた人たちのところをまた解体撤去してB棟を建てるという段取りで行くので、仮設は要らないということですか。

○原口育大委員長 管理課長兼都市計画課長。

○管理課長兼都市計画課長（原口久司） 今のところ、そう考えておりますけども、場合によってはどこか市営住宅、ほかの市営住宅に住みかえをしないといけないようなケースもあるかと思うんですけども、今後、入居希望等の状況を見て、そこらを判断したいと思っております。

○原口育大委員長 ほかに。  
熊田委員。

○熊田 司委員 これ、今回は2階建てですので、そう心配はないのかもわかりませんが、市営住宅等でハトの被害が非常に多いということで、ほかの市営住宅以外でも、マンション等でネットを張ってたりとかいろいろするんですが、建てる段階で、そういうハトとかのそういう防除できるような建て方というのはできないんですか。

○原口育大委員長 管理課長兼都市計画課長。

○管理課長兼都市計画課長（原口久司） なかなかそこらを判断するのが難しいんですけども、今、現状では共有部分のスペースというか階段部分にということ、市のほうでネット等を設置させてもらっておるんですけども、個人のベランダについては、今現状は個人で対応してもらっているようなのが現状となっております。

○原口育大委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 これは、ああいう県営住宅というのも全く同じで、そういうのは個人の負担というような形になるんですか。

○原口育大委員長 管理課長兼都市計画課長。

○管理課長兼都市計画課長（原口久司） ちょっと済みません、県営住宅のほうについては把握しておりません。申しわけございません。

○原口育大委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 これからまたいろんなそういう工法等が出てくると思いますので、そういうので対応できるようなものがありましたら、採用すべきかなという思いがいたします。意見です。申しわけございません。

○原口育大委員長 ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。  
これより、委員間討議を行いたいと思いますが、ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 意見がございませんので、委員間討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。  
議案第71号、広田市営住宅新築工事請負契約の締結について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○原口育大委員長 挙手多数であります。  
よって、議案第71号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。  
以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

お諮りいたします。

11月25日の本会議における委員長報告について、どのようにしたらよろしいでしょうか。

(「委員長・副委員長に一任」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長　それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

それでは、これで総務建設常任委員会を閉会させていただきます。

ありがとうございました。

(閉会　午前11時29分)

# 総務建設常任委員会会議録

日 時 平成26年11月25日  
午前10時20分 開会  
午前10時56分 閉会  
場 所 南あわじ市議会委員会室

## I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

### 出席委員（9名）

委 員 長	原 口 育 大
副 委 員 長	柏 木 剛
委 員	熊 田 司
委 員	長 船 吉 博
委 員	蛭 子 智 彦
委 員	森 上 祐 治
委 員	北 村 利 夫
委 員	中 村 三 千 雄
委 員	谷 口 博 文
議 長	廣 内 孝 次

### 欠席委員（なし）

### 事務局出席職員職氏名

局 長	小 坂 利 夫
課 長	垣 光 弘
書 記	船 本 有 美
書 記	斉 藤 浩 平

### 説明のために出席した者の職氏名

市 長	中 田 勝 久
副 市 長	川 野 四 朗
市 長 公 室 長	土 井 本 環

市長公室付部長(総合調整・新庁舎建設担当)	橋	本	浩	嗣
総務部長兼選挙管理委員会書記長	細	川	貴	弘
財務部長	神	代	充	広
総務部次長兼総務課長	佃		信	夫
市長公室課長	北	川	真由美	
財務部財政課長	和	田	幸	三

## Ⅱ. 会議に付した事件

- 1. 付託案件…………… 40
  - ① 議案第72号 平成26年度南あわじ市一般会計補正予算（第4号）…………… 40

## Ⅲ. 会議録



# 総務建設常任委員会

平成26年11月25日（火）

（開会 午前10時20分）

（閉会 午前10時56分）

○原口育大委員長 失礼します。

今、まさに解散されまして、公示はされてませんが、選挙戦のような様相を呈してきております。大変慌ただしい中での準備ですけれども、それに伴う補正予算の上程がありましたので、審議をよろしくお願ひしたいと思います。

執行部、御挨拶お願ひします。

副市長。

○副市長（川野四朗） 本会議に引き続いての委員会審議でございますが、皆さん方も御承知のように、間もなく総選挙が始まるわけでございますが、それに対する経費の補正ということでございますので、どうかよろしくお願ひをしたいというふうに思います。

○原口育大委員長 それでは、ただいまから、第58回臨時会において当委員会に付託されました議案について審査を行います。

審査に当たり、提案理由の説明についてお諮りします。

付託案件については、先ほど本会議場において説明を受けておりますので、質疑から行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○原口育大委員長 異議がございませんので、提案理由の説明は省略します。

## 1. 付託案件

① 議案第72号 平成26年度南あわじ市一般会計補正予算（第4号）

○原口育大委員長 それでは、議案第72号、平成26年度南あわじ市一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いろいろあると思うんですが、まず、投票率についてなんですけれど

も、今回、急な選挙、年末の選挙ということで投票率が心配されるわけですが、前回の投票率に対して、今回、どれぐらいを目標というのか、上げないといけないと思っただけでも、これ、どんなふうに見ておりますか。前回の投票率、どうだったですかね。

○原口育大委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 申しわけございません。ちょっと今、前回の投票率の資料は持ってないんですけども、今、盛んにマスコミでもこの選挙の投票率といいますか、この選挙に参加していただけるように、啓発ということでいろいろ取りざたもされておるわけでございます。そういうことございまして、私どもにつきましても、啓発のほうにつきましても、最終の日には、土曜日には管理職も動員いたしまして、候補者等、また、そういうもので投票率のほうの向上を図っていきたいというように考えております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いや、投票率はすぐわかるのと違うんですか。それ見てから、また質問しましょうか。

○原口育大委員長 では、ほかに質疑は。  
谷口委員。

○谷口博文委員 今回の選挙で、国で全体的な枠が660億とか700億とか言われとんのやけど、当市においてはこの2,878万5,000円というような算出なんやけども、国・県からの支出金。これはどういう積算根拠においてこの、全体で660や700や言われとんのやけど、この積算の根拠というのは、国・県の支出金2,800万というのは、これはどういう算出でやられとるわけですか。

○原口育大委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 国会議員の選挙につきましても、参議院議員選挙でも同様でございますけれども、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律という法律が特別につくられております。その法律の中では、例えば、投票の立会人が幾らであるとか、開票の立会人が幾らであるとかいうものまで細かく示されております。そういうものの積み上げによりまして、国政選挙の法律に基づきまして、こちらのほうに県のほうを通じてその経費が入ってくるということでございます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 もうひとつわかりにくいんのやけど、人口1人あたりに何ぼとか、そんなじゃなしに、有権者の数とかそんなんで配分でもされるのかなというような認識を持つとんのやけど。その辺、もう一度もうちょっと、基本的にはどういう算出でこの南あわじ市、人口5万人弱の規模で2,800万で、全国で660億とか700億とか、この選挙費に必要な経費がいろいろと言われとんで、その辺の基本的なことだけちょっと、もうちょっとわかりやすく教えてください。

○原口育大委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 先ほど申し上げましたように、この法律の中身につきましては、非常に細かなところまで規定されております。これは、当有権者数幾らということではなくて、例えば、このたびの選挙でも、投票管理者、投票立会人、開票管理者、開票立会人、それから、30カ所投票所を設けておりますけれども、その投票所の数でありますとか、ポスター掲示場の関係もろもろの費用の積み上げで、この補正予算をつくることになっているということでございます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 もうちょっと関連して、違うやつで。事務用備品購入費280万というのがあんねけど、これは具体的にどういう目的というか。備品購入費というか、この説明をお願いできますか。

○原口育大委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 事務用備品の購入につきましては、投票箱の購入代として70万、それからパソコンの購入代として60万、投票紙の読み取り分類器が100万円ということで、合計で280万ということになっております。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 そやけど、この際、ようけそんなの買うといたら、県会とか市会議員の選挙にも、それはもちろんそういう備品というのは利用できるわけですよ。できるの

でしょう。

終わります。

○原口育大委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 先ほど、答弁要らないようなことでしたけれども、当然、備品等につきましては、先の国会議員選挙でないものも見据えた中で、無駄のないように、先を見据えた中で購入を図っております。

それと、先ほど御質問のありました前回の投票率ですけれども、62.27%ということでございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 わかればで結構なんですけれども、全国で、もうちょっと高かったのかな、全国は。どないでしたか。全国の比較とか。

○原口育大委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） ちょっと、全国の資料までは持ち合わせておりません。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 子供の使いやな、これでは。要するに、投票率を上げるということが一つと、淡路市や洲本市の選挙管理の体制の中で、例えば事前の運動に対する規制であったり、公職選挙法に関連することで、淡路市や洲本市でいろんな運動で認められているものが南あわじ市では認められないケースが結構あると。それは例えば、街頭での訴えでたすきをかけてもええとかあかんとか、こういう話が具体的にあるんですね。それぞれの候補者の運動も、それは公職選挙法に照らしてどうかということもあるんだらうけれども、やはり全体として投票率を上げていくというようなことで、その裁量の部分もあるのかなと、選挙管理委員会の中でね。そのあたりがちょっと南あわじ市は規制がきつ過ぎて、選挙に対して運動なりが啓発にも弱まりがあったりとか、投票率、棄権防止活動をやっていく上においてもマイナス的な面もあるんじゃないかというような声がちょっと聞こえてくるんですよ。そのあたりの御見解をお尋ねしたいんですけれども、いかがでしょうか。

○原口育大委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 選挙運動に関して地域的なばらつきも、許容されている範囲が地域的にばらつきがあるとかいうことは考えられません。それで、具体的にはどのようなことかちょっとわかりにくかったんですけども。その分につきましては、また担当のほうにも確認はいたしますけれども、そのような格差につきましては、あってはならないというように考えております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 実際にはあるんでね。それは地域、地域によって、ある程度、選管の許容範囲というのがあるように、実践的にあります。それは、結局は選挙啓発ということにも一つはつながるのかなと。やはり、一つの陣営がやったらそれをまねしてまた認めていくというような、結果としてあるようなところも結構あるんですよ。そのあたりはよく見てもらって、選挙運動について規制が、余りきつい規制をかけないほうがいいのではないかなと。

投票率については、引き続き向上させていくということで、我々も努力したいと思っておるんですけども、やはり選挙管理委員会の活動として、幅を持ってやっていくということも大事でないのかなというふうに思いますので、よく調べておいてください。

終わります。

○原口育大委員長 森上委員。

○森上祐治委員 先ほど総務部長のほうから、市内の投票所の数が30カ所というお話でございましたけれども、2年前の市長選挙、その前の参議院選挙、その前の衆議院選挙とか、大体、南あわじ市の投票所の数というのは、推移というのは何かあるんですかね。

○原口育大委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 済みません、合併当初は45カ所であったかと思いますが、その後、見直しをさせていただいて、現在の30カ所に至っております。

○原口育大委員長 森上委員。

○森上祐治委員 私の記憶違いかも知れませんが、前回の選挙のときにも、投票所を減らすということで、議会でもいろいろ議論があったように思うんですよ。投票率の

アップということ、こういう高齢化社会が進展する中で、もっと配慮する必要があるんじゃないかというような意見もあったように記憶してるんですが、その辺の見解についてお伺いしたい。

○原口育大委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 合併時、先ほど次長のほうから申し上げましたけれども、かなりな投票所の数でありました。そういうことで、各地区のバランスといいますか、均衡を図る意味で、数の見直しを行った結果、今の30カ所ということになっていると思います。私の記憶では、南淡町がかなり、灘地区とか沼島地区とかも抱えておりますので、投票所の数が多かったのではないかなと思います。それを整理して、今のよう形になっております。

今現在でも、完全にバランスがとれているかというところではございません。今後、投票所の数の見直しについても図っていく必要があると思いますけれども、今よりも投票所の数が多くなるということは、少し考えにくいのかなというように考えております。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。  
長船委員。

○長船吉博委員 非常勤職員、いつもよく言われるんやけども、いつも同じ人がいてると。それと、役場のOBが多いと。これを役場のOBでなけりゃいかんのかというような意見があるんやけども。その立会人の選出方法、そこら、基準というのはどういうふうに考えて選出してるんですか。

○原口育大委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 臨時の職員といいますか、事務の従事者、それから立会人につきまして、いつも同じような方を選任しているということでございますけれども、私どもも、できるだけなれたというたらおかしいんですけども、間違いがあつてはいけませんので、できるだけ信頼のおけるというような形で、安全策ということでそういうような形で今まで来ているのではないかというように考えております。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 いや、なれた方は、それはまあええんですけども、安全策。でも、そ

の幅広く、決してその役場の職員、OBじゃなく、ほかの人でもええんでしょ。

○原口育大委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 今、市役所のOBとだけ申しあげましたけれども、公募の方も募集はしております、この間見たときには、2人ぐらい挙がってたんですけども。できるだけ公募した方につきましても、本人の面接等も要るかと思うんですけども、できるだけそのような形をとっていきたいというように考えております。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 今、公募と聞いたんやけども、僕ら、ちょっと両サイドにも、僕も思うたんやけども、いつどこで公募したんか、気がつかないけど。

○原口育大委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 今、部長が公募と申しあげたのは、期日前投票の選挙立会人の方々ですね。各投票所2名いらっしゃるんですけども、そこにはできるだけ若手の、若い方も投票とか選挙に関心を持っていただくために、若い人の登用もさせていただいて、立会人には公募の立会人を数年前から採用させていただいております。

ただ、当日の選挙事務につきましては、今おっしゃったように、なれた方というか、自治会のほうにまたお願いしたりして、推薦をいただいたりして、立会人等を選任をさせていただいて、適正な執行をさせていただいております。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員 公募方法はどんなふう。

○原口育大委員長 総務部次長。

○総務部次長（佃 信夫） 済みません、ちょっとはつきりとは確認はできておりませんが、広報もしくは登録制で、あらかじめ登録させていただいて、選挙ごとにその方の都合も聞いた中で採用させていただいております。

○原口育大委員長 長船委員。

○長船吉博委員　　こういうところで僕らに、立会人っていつも一緒やと、幅広くそういう人たちから立会人をいろいろ選出してもらったらええんやけどもなというような意見があったんで、そういう質問をさせてもらったんで、またそういう意見も、少数意見かもわからんけども、そこらもひとつ尊重して、今後またやっていただきたいなという思いがするので、お願いしておきます。

○原口育大委員長　　ほかにございませんか。  
熊田委員。

○熊田 司委員　　歳出の項目について、ちょっとお聞きをいたします。  
まず、11 需用費、食糧費が134万1,000円という金額になっておりますが、これはどういう積算の根拠でこの金額が出てるんでしょうか。

○原口育大委員長　　総務部長。

○総務部長（細川貴弘）　　食糧費につきましては、主にお弁当代ということでございます。この期日前の弁当につきましては、事務従事者でありますとか管理者等でございます、51万2,000円。それから、当日の投票所のものの弁当で66万。それから、期日前の飲み物代として10万2,400円。当日の投票所の飲み物代として6万6,000円。  
以上でございます。

○原口育大委員長　　熊田委員。

○熊田 司委員　　となると、これは食糧費も上限、1人当たりここまでの金額でという、そういう上限はあるんですか。

○原口育大委員長　　総務部長。

○総務部長（細川貴弘）　　特に上限等は設けられてはいないと思いますけども、常識的な単価ということでございます。そういうことでこの見積もり等をさせていただいております。

○原口育大委員長　　熊田委員。



○熊田 司委員            となりますと、1人当たり何ぼで何食という形の計算はしてるんですか。

○原口育大委員長        総務部長。

○総務部長（細川貴弘）        例えば、当日の投票のお弁当ですけれども、これにつきましては、従事者が240名と管理者等が90名の、昼と夜の2食掛ける1,000円ということで、そういう形で各弁当代は積算をいたしております。

○原口育大委員長        熊田委員。

○熊田 司委員            わかりました。あと、それ以外で13の委託料のところに、ポスター掲示板設置管理委託料とありますが、今回、ポスター掲示設置場所は何カ所あるんでしょうか。

○原口育大委員長        総務部長。

○総務部長（細川貴弘）        ポスター掲示板の購入費として、243枚ということで計上をいたしております。

○原口育大委員長        熊田委員。

○熊田 司委員            この掲示板の掲示場所に関しましては、そういう変更等は、今回あるんでしょうか。前回と全く同じ場所になるんでしょうか。

○原口育大委員長        総務部長。

○総務部長（細川貴弘）        ちょっと細かなところまでは確認は私のほうでできておりませんが、この掲示場につきましては、箇所図につきまして、関係者のほうに配布するということになっていると思います。大きな変更はないと思います。

○原口育大委員長        熊田委員。

○熊田 司委員            この掲示板の設置箇所に関しては、その都度、いろいろと検討等はさ

れるんでしょうか。

○原口育大委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 当然、投票して、いろいろ問題点とかが出てきましたら、次のときには当然、場所の見直しは図っていくということになっていると思います。

○原口育大委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 もう1点、申しわけないんですが、期日前投票受付事務委託料というのがあるんですが、期日前の箇所、場所ですよね。公示があった翌日からできるところと、それ以外、しばらくたってからしか設置できない箇所とかがあるように思うんですが、これをやっぱり均一にするべきではないかと思うんですが、その点の考えをお聞きいたします。

○原口育大委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 期日前投票所で、公示日の翌日から期日前投票ができるわけですが、その投票所につきましては、法律のほうで1カ所設ければいいと、足りるということになっております。それで、私どもの市では、今まで、三原公民館ということにしておりまして、その他の期日前のところにつきましては、一定の日がたってからということでございます。

例えば、このたびの期日前投票でございますと、公示日の翌日が3日となって、それが投票できるわけでございますけれども、それら以外のところにつきましては、緑庁舎、南淡公民館、ショッピングセンターのシーパにつきましては12月7日ということにしております。沼島は特別に設定しておりますので、12月10日からということにしております。

なぜ、ほかの施設が7日からかといいますと、このたびの選挙ですと、国民審査が12月7日からしかできないということで、極力、できるだけ両方の投票用紙を入れていただきたいということもございます。それだけの理由ではないんですけれども、そういうような考え方のもとに日程といいますか、日を設定させていただいております。

それで、このたび、三原公民館のほうが工事中でございますので、パーティ内の中にこのたびから期日前投票所のほうは置かせていただくような予定でおります。

○原口育大委員長 ほかに。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 済みません、今の国民審査が7日からと、期日前投票所の開設が3日からと、そしたら、3日から7日までの間、国民審査をしない投票者が出てくるということになるんですか。

○原口育大委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） そういうことで、その間はできません。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 すると、その国民審査はどうなるんですか。期日前投票を済ませた方は、国民審査には参加できないんですか。

○原口育大委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） そのような方、かなり希望者は少ないと思いますけれども、名簿のほうでチェックしておりますので、後からでも可能でございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 二重投票にならないようなチェックも要ると思うんで、かなりちょっと慎重にやらんといかんというように思うんですけれども。これは、前回もそういうことがあったんですか。

○原口育大委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 前回も当然、このような日程でなっております。国民審査につきましては、おくれたの投票ということになります。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 この期日前投票、私も近所の人に聞いたら、シーパの中でやられとるのは非常に好評なんですわ。投票率アップの面から、ああいうショッピングセンターで期

日前ができるということで、本当に地域の方々は非常に喜んでおるわけですね。

そこでお尋ねすんのやけど、この会場借上料39万というのは、そういう施設の借上料の賃代でよろしいんですか。この6ページの施設使用料及び賃借料の中に、会場借上料というやつは、そういうところの会場を借りる経費として39万上げられとるわけですか。

○原口育大委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） そういうことでございます。民間の施設につきましては、当然、借上料が必要であるんで、このたびでしたらパーティと、それからシーパのほうにはその期間分の借上料としてお支払いするということでございます。

○原口育大委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 そんで、パーティでやるということは、私は画期的なことやと思うのやけど、その辺、やっぱり市民に周知というか、パーティで公示の翌日、3日から期日前ができるというような周知というのは、どういうふうにお考えでしょうか。

○原口育大委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 市の広報媒体、いろいろ使うんでございますけれども、一例といたしますか、このようなチラシのほうを新聞折り込みして、その中には衆議院と国民審査の啓発でありますとか、右側のほうには期日前投票のできる期日・場所ということで、新聞折り込みのほうをしていきたいというように考えております。

それと、この際、少し報告事項をさせていただこうと思うんですけれども、期日前投票の際は、入場券は12月3日、4日、遅くとも4日までには有権者の方のところには配達される予定としております。そういうことで、入場券ですけれども、このたびから、入場券の裏面に宣誓書といたしますか、申請書の印刷をさせていただいて、それを用いても期日前投票の申し込みができるというような形に変えております。

それから、18投票区ですけれども、これにつきましては、旧のJA倭文支所が、今までその場所になっておりましたけれども、かなり雨漏り等で中の環境が健康にも悪いということで、地元の自治会長とも相談いたしまして、このたびだけ二宮保育所、これは投票区の区域外に、18投票区の区域外になるわけですがけれども、特例で選挙管理委員会が決定すればいけるということになっておりますので、この投票所につきましても、このたびだけになると思うんですけれども、二宮保育所のほうに変更をいたします。

それから、投票所の開閉時間の繰り上げ、繰り下げということでございまして、沼島地

区につきましては、離島ということもございますので、地元の自治会長ともいろいろ協議した中で、投票時間の繰り上げと繰り下げを図ることにしております。沼島地区につきましては、通常の投票開始時間が7時であるんですけれども、これを午前8時30分に繰り下げまして、投票所を閉める時間につきましても、通常7時ですけれども、それを5時に繰り上げるという形で予定をいたしております。これにつきましても、十分PRにつきましては図っていきたいというように考えております。

以上でございます。

○原口育大委員長 柏木副委員長。

○柏木 剛副委員長 単純な質問です。通信運搬費218万、この内訳をお聞きします。

○原口育大委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 通信運搬費につきましては、入場案内券、入場券ですけれども、この発送分で200万、それから、依頼通知等の郵送代が3万円、それから、不在者投票等の郵送代が10万円、返信用切手の購入が2万円ということでございます。

○原口育大委員長 ほかにございませんか。  
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 もう1点なんです、国民審査がおくれるというのはどういう理由なんですか。投票できない、国民審査ができないのが、公示日から5日間はメンバーがそろわないわけでしょう、最高裁判所の。その理由は何なんですか。

○原口育大委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） それは、私どもの事情ではなくて、法律でそのような規定になっているということでございます。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 法律の規定。そしたら、例えば、総選挙についてはそういう国民審査が入ってくるんだけど、参議院選挙であったり、その他の選挙がありますよね。そういう場合は、期日前投票所をもう少し他所でも広げられるんじゃないかと、中央1カ所と

いうことでなくて、準備が整えば、次の、翌日から開設できるんじゃないかというふうに思うんですけども、そこはどんなお考えですか。

○原口育大委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） 期日前投票所につきましても、それは多いことにこしたことはないと思うんですけども、それを広げていきますと、非常に投票日と期日前投票、今でもかなり、以前は不在者投票ということで、かなり複雑な手続を要してたのを、期日前投票に変えて、かなり期日前の投票者数もふえたわけですけども、実際の投票と今、境目もかなりなくなってきました。期日前投票所も、それは数をふやせばふやすほどいいと思いますけども、それにはいろいろ労力と経費もかかってくるので、当分の間は今の数でいきたいというように考えております。

○原口育大委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今回の選挙では関係ないんですけども、これは今後の課題だと思うんですが、先ほども期日前投票で身近なところで、シーパであったりパーティであったり、投票できるというのは非常に、それぞれにとってメリットがあると。投票率も当然上がってくるだろうし、シーパにしても空き店舗というのか、そういうのを利用してのことで、投票する人にとってみても、三原まで行かなくても身近でできるという、三者がメリットがあるわけですからね。多少、費用がかかるかもわかりませんが、それは、100万も200万も余分にかかるというんじゃないと思うんですよ。

今、1カ所やるいうものを4カ所ないしは5カ所にふやすというようなことであって、借り上げについても、公民館を利用するとかいろんなこともできるので、シーパを使ってもらったらシーパにとっては非常にありがたいことなんですけども。それは、そんなに大きく費用はかからないと思うんですよ。人件費はちょっとかかるのかもわかりませんが、メリットも多いので、それは今後、大いに検討していただいて、期日前投票、法律上の枠がないのであれば、やはり広げていくということが必要でないかなというふうに思いますので、その点、努力していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○原口育大委員長 総務部長。

○総務部長（細川貴弘） このたびの三原の公民館のほうからパーティに移動しましたけれども、これは暫定的な措置ということではなくて、今後、パーティ内の場所があいておれば、ずっと続けていきたいというように思っております。今、蛭子委員もおっしゃい

ましたように、できるだけ有権者といいますか、市民の方が出入りの多い、利便性の高いところということは、私どものほうも念頭には置いておきまして、今後、パルティ、それからシーパ以外でも適当なところがありましたら、公民館等からそちらのほうに移行することも検討していきたいと。数のほうにつきましては、今現在のところふやすということは考えてはおりません。

以上でございます。

○原口育大委員長　ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長　質疑がございませんので、質疑を終結します。  
これより委員間討議ですが、何かありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長　ございませんので、委員間討議を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長　異議がありませんので、これより採決を行います。  
議案第72号、平成26年度南あわじ市一般会計補正予算(第4号)について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

○原口育大委員長　挙手多数であります。  
よって、議案第72号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。  
以上で、当委員会に付託されました案件の審査は終了しました。  
お諮りいたします。

この後、本会議における委員長報告について、どのようにしたらよろしいでしょうか。

(「委員長・副委員長に一任」と呼ぶ者あり)

○原口育大委員長        それでは、一任させていただきます。

それでは、慎重審議ありがとうございました。

これで、委員会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

(閉会 午前10時56分)



委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成26年11月25日

南あわじ市議会総務建設常任委員会

委員長 原 口 育 大